

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	39 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年6月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年6月まで

国民年金についてはがきが来たので、A市役所に相談に行った。そこで特例納付の話を聞き、国民年金に夫婦共に加入することにした。後日、役所から届いた納付書で、夫と共に昭和49年4月までさかのぼり、これまでの未納分を納付した。夫婦二人分で40万円ぐらいだったと記憶している。納付はB銀行又はC銀行で行った。

申立期間が納付済みであると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で特例納付の話を聞き、夫と共に昭和49年4月までさかのぼって、それまでの未納分を納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金の記録を見ると、申立人の夫は、昭和55年6月24日に49年4月から52年12月までの保険料を特例納付し、53年1月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが、特殊台帳及びA市の被保険者名簿から確認できる。また、申立人は、52年8月に手帳記号番号の払出しを受け、20歳到達時にさかのぼって国民年金の強制加入被保険者となっていることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳から確認でき、夫と共に特例納付により申立期間の保険料を納付したとする申立人の陳述に不自然さは見られない。

また、申立人は、特例納付の際は、申立人の夫と夫婦二人分で約40万円の保険料を納付したと陳述しているが、仮に、申立人が昭和49年4月までさかのぼって特例納付した場合、保険料額は15万6,000円となり、夫の特例納付保険料(18万円)及び過年度保険料(7万8,960円)を加えると、41万4,960円となり、陳述とおおむね一致する。

さらに、申立期間以降には未納が無い上、国民年金手帳記号番号の払出時点では、時効が成立しているため特例納付でなければ納付できない期間を含む昭和49年度保険料が納付済みの記録となっていることから、申立人が夫と共に昭和49年4月までさかのぼって特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年12月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、夫と一緒に滞ること無く保険料を納めてきた。夫は、平成元年6月まで保険料を納付しているし、私も昭和62年12月まで、夫と一緒に夫婦二人分を納付しているはずである。

加入可能年数を超える月の保険料は納付不要という話を役所から聞いたことは無く、私だけ申立期間の保険料を納付していないということは決していない。お金の問題ではなく、記録が間違っていることに腹が立つので、納得のいく説明と、結果を早急に回答してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入可能年数が満期となる昭和62年3月を超えて、同年12月までの保険料を夫と一緒に夫婦二人分を納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料の納付記録を見ると、国民年金制度発足時の昭和36年4月から加入可能年数26年を満たす62年3月まで保険料を完納していることがオンライン記録から確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫の納付日が同時に確認できる申立期間直前の昭和61年度の納付日は、すべて同じであることがオンライン記録から確認でき、夫と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとの申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人の後に満期が来る夫の納付記録を見ると、申立人と同じ昭和36年4月から加入可能年数28年を満たす平成元年3月を超え、同年6月までの保険料を完納していることがオンライン記録から確認でき、加入可能年数を超える月の保険料は納付不要という話を役所から聞いていないとの申立人の

陳述と符合する。

加えて、当時の社会保険事務所（当時）としては、制度上、満期後 60 歳到達月までの保険料納付を原則とする取扱いを行っていたとしており、これらのことを踏まえると、申立人が満期後の申立期間に係る保険料を納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで  
② 昭和52年10月から53年3月まで  
③ 昭和54年4月から同年12月まで  
④ 昭和55年4月から同年6月まで

私は、どのようなきっかけで加入したか覚えていないが、昭和42年ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を私が集金人に納めてきた。その後、時期ははっきりしないが、申立期間④の前ぐらいに口座引落としに切替えて納付してきた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

毎月納付あるいは3か月ごと納付かどうかははっきり覚えておらず、納付金額も定かではないが、夫婦の片方だけ納付したということはない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ごろに国民年金に加入し、以後の保険料について、申立人が夫婦二人分を合わせて、定期的に納付していたと申し立てている。

そこで、市の被保険者名簿で確認できる昭和47年4月から55年3月までの84か月について、申立人夫婦の保険料の納付日を見ると、申立期間①、②及び③を除き、おおむね同一日に納付されており、夫婦一緒に夫婦二人分を納付してきたとする申立人の陳述と符合することから、基本的に夫婦は同一の納付行動を取っていたものと推定できる。

また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間①は現年度で、また、申立期間②は過年度により、いずれも納付済みであることが市の被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立期間①直前の57か月について、申立人夫婦は同一日に現年度

納付していること、申立期間②に後続する6か月については、各々、過年度納付済みであることが市の被保険者名簿から確認できる。

これらの点を踏まえ、夫婦が同一の納付行動をとっていた状況に鑑みると、申立人は、夫と同様に、申立期間①は現年度納付、また、申立期間②は過年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③及び④についてみると、同一の納付行動をとっていたと考えられる申立人の夫の納付記録も未納であることが市の被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録いずれにおいても確認できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、各々、昭和54年度欄に昭和55年催告、昭和55年度欄に昭和56年催告（再催告あり）の記録が確認できる。

これらの点を踏まえ、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況に鑑みると、行政側が申立期間③及び④についてのみ、夫婦そろって事務処理を誤るとは考え難く、申立期間当時は、保険料を納付できない何らかの事情が介在したと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間③及び④の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、昭和36年4月に区役所で夫婦一緒に国民年金に加入し、当時は収入が不安定で生活が苦しかったので、夫の保険料だけを窓口で納付した。

しかし、その2か月から3か月後に私の保険料も納付した方が良いと思い、昭和36年4月までさかのぼって保険料を納付し、その後は毎月、私が夫婦二人分の保険料を区役所窓口で一緒に納付してきた。

申立期間は、夫が保険料を納付済みであるのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に、昭和36年4月に国民年金に加入したとする根拠について事情を聴取したところ、申立人が所持する年金手帳に「はじめて被保険者となった日」として同年4月1日と記載されていることであると陳述しているが、国民年金の被保険者資格は、加入手続の時期及び保険料納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した同年4月1日現在において満20歳以上の者は、任意加入被保険者等を除き、基本的に同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和39年10月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫と一緒に加入手続が行われたものと推定され、ともに国民年金制度が発足した36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入時期に関して申立内容と符合しない上、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、39年3月以前の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保



険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口で保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間のうち、昭和 39 年 3 月以前の保険料を申立人の夫と一緒に区役所窓口で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の夫に係るオンライン記録を見ると、申立人と一緒に加入手続が行われたとみられる昭和 39 年 10 月時点において、時効により納付することができなかった 37 年 6 月以前の保険料を含めて申立期間に係る保険料が納付済みとなっていることから、その後実施された特例納付によって納付されたことがうかがえるところ、申立人が、それが申立人自身のものであったのか、夫のものであったのか、納付時期及び納付金額も覚えていないが、どちらかの保険料をまとめて納付した記憶があると陳述している内容と符合している上、申立人が、申立期間のうち、39 年 3 月以前の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、加入手続が行われた時点において区役所窓口で現年度納付が可能であった昭和 39 年 4 月以降の期間についてみると、申立人については、申立期間後の国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付するとともに、申立人の夫についても、当該期間を含めて国民年金被保険者期間はすべて保険料の納付済期間となっている。

加えて、申立人は、最初に申立人の夫の保険料を区役所窓口で納付し、申立人の保険料は、その 2 か月から 3 か月後に「4 月」までさかのぼって納付したと申し立てていることなどを踏まえると、申立人が、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの保険料をさかのぼって現年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

私は、昭和55年ごろに市役所で国民年金保険料を36年4月までさかのぼって納付し、65歳になった平成7年\*月から現在まで、申立期間を含めて老齢基礎年金を受給している。

しかし、平成21年11月になって、社会保険事務所（当時）の職員から、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間と重複することが判明したため、国民年金保険料を還付することとなる上、既に当該厚生年金保険の脱退手当金を受給済みであるので、申立期間は年金受給額に反映しない期間となる旨の説明を受けた。

今さら当時の国民年金保険料を還付と言われても納得できないので、申立期間を国民年金の納付済期間として、これまでどおりの年金額を受給できるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成21年11月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制加入被保険者期間として記録され、第3回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料は、制度上は還付されるべきものである。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが現在まで長期間国庫歳入金として扱われていることは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、

脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の年金受給額の算定基礎とならないことを踏まえると、申立人が申立期間を含めた額の老齢基礎年金を受給して約 14 年も経過した中で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付し、保険料の納付済期間としないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、58年4月から同年6月までの期間、平成2年11月、3年1月及び同年2月並びに8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から44年3月まで  
② 昭和50年7月から同年9月まで  
③ 昭和51年1月から52年3月まで  
④ 昭和55年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和58年4月から同年6月まで  
⑥ 平成2年11月  
⑦ 平成3年1月及び同年2月  
⑧ 平成8年6月

昭和36年ごろ、老後の生活に不安を感じたので、A市において、自身で国民年金の加入手続きを行い、37年9月に結婚するまでの国民年金保険料を定期的に自宅に来る集金人に納付していた。

昭和37年9月に結婚してから夫が他界する平成2年\*月までは、私がいっつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

いつごろからか納付書に現金を添えて郵便局で納付するようになり、また、その後は口座振替に変えたかも知れない。

夫が他界してからは、一層、国民年金保険料をきちんと納付するよう心がけており、仮に、保険料を納付し忘れることがあっても、後日郵送されてきた納付書で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③、④及び⑤について、申立人は、常に自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立期間③のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間、申立期間④及び⑤の申立人の夫の保険料はいずれも納付済みとなっている。

次に、申立期間⑥、⑦及び⑧について、申立期間⑥及び⑧は1か月間、また、申立期間⑦は2か月間といずれも短期間であり、前後の国民年金保険料はいずれも納付済みとなっている。

さらに、申立人の夫の他界後について、申立人は現年度納付及び過年度納付を繰り返してはいるものの、申立期間を除いてすべて納付しており、夫の他界後は一層、未納の無いよう心がけていたとする陳述と符合し、短期間である申立期間⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

加えて、オンライン記録を見ると、昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納から納付済みに記録訂正されていることから、記録管理に事務的過誤があり、申立期間③のうち、51年4月から同年9月までの期間、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧についても何らかの事務的過誤が存在した可能性を否定できない。

一方、申立期間①について、申立人は、結婚した昭和37年9月までの国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年6月1日にB市D区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、37年1月から38年12月までの保険料は、制度上納付することはできず、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間①のうち、昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料は、集金人に現年度納付することは可能であるが、一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫の当該期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人には、昭和36年1月23日にA市で払い出された別の国民年金手帳記号番号があり、その特殊台帳を見ると、同年4月から37年3月までの国民年金保険料は納付済みとされているが、その後、同年12月5日に不在確認された記載が確認でき、また、45年4月に管理不要とされた時点で、38年4月から41年12月までの「保険料に関する記録」欄に「時効消滅」のゴム印が押されており、この手帳記号番号による申立期間①の保険料が現年度納付されていなかった可能性は高いとみられる。

加えて、夫婦の特殊台帳には第3回特例納付制度による納付勧奨を示す「53催」の催告印、夫の特殊台帳には「附4条 54.12.18 訪問連絡表」の記載、夫のオンライン記録には、昭和38年2月から40年4月までの国民年金保険料(27か月分)が特例納付されていることが確認できる。

この点について、特例納付勧奨を受けた時点で、申立人は 42 歳、夫は 46 歳で、年金加入期間の合計はそれぞれ 120 か月及び 114 か月であり、60 歳まで未納なく保険料を納付すると、申立人は受給権を満たすことができるが、夫は 27 か月足りないことから、夫のみ特例納付したと考えるのが自然である。

次に、申立期間②及び③について、申立人は、昭和 37 年 9 月に結婚してからは、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、申立期間②並びに申立期間③のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の夫の保険料は未納とされていることから、当該期間の申立人の保険料のみを納付していたとは考え難い。

このほか、申立期間①、②並びに③のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 2 年 11 月、3 年 1 月及び同年 2 月並びに 8 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで  
オンライン記録によれば、A社における厚生年金保険加入期間について、昭和 34 年 5 月 1 日に脱退手当金を受給したことになる。  
当時、退職の意思表示もせず無断で会社を辞め、すぐに姉の住んでいたB市に転居したので、退職金も受け取っていないし、脱退手当金のことも知らなかった。  
脱退手当金の請求手続は行っておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、A社の寮に住んでいたが、近くに住んでいた兄嫁との折り合いが悪く、顔を合わすのが嫌になったので、無断で会社を辞め、寮を出てB市に住んでいた姉の元に居候した。当時会社にも実家にも一切連絡を取っておらず、所在も明らかにしなかった」旨陳述しているところ、申立人の姉から、「妹は私に子供が生まれた昭和 33 年\*月ごろ突然やって来て、『会社を無断で辞めて出てきたのでしばらく住まわせてほしい』と懇願された。その後妹は数年間どこにも連絡を取っていなかった」旨の陳述が得られたことを踏まえると、何ら手続することなく会社を退職し、消息すら明らかにしていなかった申立人が脱退手当金の請求手続を行ったとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の支給記録がある者を調査したところ、申立人以外はいずれも資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見されるところではあるが、申立人の脱退手当金は資格喪失日から約9か月経過後に支給決定されていることに加え、会社には一切

連絡を絶っており退職手続も行っていなかったことを踏まえると、当時、申立人について、事業主がその委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の生年月日は「昭和13年11月30日」と誤って記載されているところ、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられることから、当時、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 8 日から 36 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 8 日まで

オンライン記録によると、A社及びB社に勤務した期間が脱退手当金支給済みとされている。

当時、脱退手当金制度があることは知らなかったし、会社からの説明も無かった。また、B社を退職した後すぐに再就職先を探していたので、その間に脱退手当金を請求するはずがない。

脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない18か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されているすべての女性36人について脱退手当金支給状況を調査したところ、受給者は4人と少ないことを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された昭和38年6月17日の約5か月後にC社に再就職していることが確認できることから、申立人は、「B社を退職後、すぐに再就職先を探しており、脱退手当金が支給されたことになっている昭和38年6月ごろは就職活動をしていた」旨陳述していることを踏まえると、申立人が再就職する直前に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 25 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 9 日から 39 年 2 月 29 日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、昭和 31 年 9 月 10 日から 39 年 2 月 29 日まで勤務した 4 社に係る厚生年金保険加入期間のうち、A 社に係る 2 つの厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとの回答があった。

申立期間後の昭和 41 年 9 月 12 日から 49 年 12 月 16 日まで勤務した B 社に係る厚生年金保険被保険者期間については、同僚が脱退手当金を受け取ったことを聞いたこともあり、脱退手当金を受給したが、申立期間については脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間の厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 40 年 11 月 6 日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前にある 3 回の被保険者期間については、その計算の基礎に含まれておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人がこれら 3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、特に、申立期間と同一の記号番号で管理されていた C 社及び D 社に係る被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年9月15日から同年10月3日までの期間については、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は同年10月3日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月3日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、110円とすることが妥当である。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和20年10月3日から21年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を20年10月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年10月から21年3月までは200円、同年4月から同年6月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から21年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社本社に勤務中に召集され、昭和20年10月3日に復職後は同社C工場に勤務した。申立期間も同社に継続して在籍していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社（B社の社員の社会保険加入記録等を管理する会社）が保管する退職者一覧台帳、復員社員受付簿及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、召集により軍隊に勤務していたと陳述しているところ、上記の復員社員受付簿によると、申立人は昭和20年7月20日から同年10月2日まで戦時召集のためA社を休職したあと、同年10月3日に同社C工場に復

職していることが確認できることから、申立人が、軍隊に召集されていた当該期間において資格を喪失していたとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法では、同法第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格喪失日は昭和 20 年 10 月 3 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 20 年 8 月の社会保険事務所の記録から、110 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 20 年 10 月 3 日から 21 年 7 月 1 日までの期間について、D 社が保管する退職者一覧台帳、復員社員受付簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も A 社に継続して在籍し（A 社本社在籍中に応召により昭和 20 年 7 月 20 日から同年 10 月 3 日まで休職、同日に同社 C 工場に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場における昭和 21 年 7 月の社会保険事務所の記録から、20 年 10 月から 21 年 3 月までは 200 円、同年 4 月から同年 6 月までは 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和24年1月26日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月26日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和24年1月26日にA社C工場から同社B工場に異動、同年4月1日に同社B工場から同社D事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和23年12月及び同社D事務所における24年4月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B工場における申立人の資格の取得及び喪失の事務に誤りがあったとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなる

が、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を平成8年6月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月14日から同年7月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社C支店における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。  
提出する賃金支払票では、平成8年6月の保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が加入していたD健康保険組合の組合員加入記録、申立人提出の賃金支払票並びにB社人事担当者及び同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（平成8年6月14日にA社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における平成8年7月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月17日から同年5月1日まで

私は、昭和38年9月23日から平成15年11月30日までB社に勤務し、在籍していたすべての期間において厚生年金保険に加入していたと思っていた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間が空白になっているとの回答を得た。

申立期間も継続して厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、C健康保険組合の加入証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間はA社に継続して勤務し（昭和40年4月16日付けでA社の関連会社であるD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A社における資格喪失日に係る記録を平成 15 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 10 月 1 日から勤務していた A社を、平成 15 年 9 月末日で、定年退職となった。

平成 15 年 10 月 1 日より、雇用形態及び給与体系が変更となったものの、定年後、間をおかず、A社で継続して勤務している。

事務手続上の誤りだと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A社から提出された申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A社における平成 15 年 8 月の社会保険事務所(当時)の記録から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資格喪失の日付を書き誤った」と主張していることから、事業主が平成 15 年 9 月 26 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料等を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、B社からA社に派遣された時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するB社発行の被保険者期間履歴表から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和34年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和34年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和27年10月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月6日から28年10月1日まで

私は、昭和27年10月6日から63年10月20日までA社に勤務したが、社会保険庁(当時)の記録では厚生年金保険の資格取得日が28年10月1日となっていた。27年10月6日付けで同社B工場に入社し、C業務を行っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間において同社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「正社員として入社以降、申立期間を含め、身分、勤務形態、仕事内容及び給与手取額が変わることはなく、厚生年金保険料は控除されていたと思う」と陳述しているところ、A社B工場において申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚も同様の陳述をしている。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時において、本来、被保険者記録は、資格取得日の順で記録されるべきところ、さかのぼった日付で資格取得手続が行われている多数の被保険者が見られるなど、申立期間当時、資格取得手続が適時的確に行われていなかったことがうかがわれる。

加えて、D健康保険組合加入証明書から、申立人は、同健康保険組合が設立された昭和28年4月1日以降は、同健康保険組合の被保険者であることが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和28年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、110円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社C工場における申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和19年6月1日にA社に入社し、51年12月30日に退職するまで継続して勤務していたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年6月1日にA社に入社以降、51年12月30日に退職するまで同社及びその関連会社で継続して勤務していたと申し立てているところ、A社D工場及び同社関連会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の前後の期間である19年10月1日から20年4月3日までの期間及び同年12月1日から51年12月30日までの期間については、これらの会社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の20年4月1日付けで同事業所において被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日の記録は無い。

また、A社C工場において申立人と同日付けで資格を取得している同僚にも、同事業所に係る被保険者名簿には資格喪失日が記録されていないが、オンライ

ン記録では、同人の資格喪失日は昭和21年5月1日と記録されているところ、その入力の根拠となった書換え後の被保険者名簿については、社会保険事務所では見当たらず、その記録を確認することができないが、社会保険事務所では、「本件は喪失記録の際の事務ミスの可能性がある」としており、社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは認め難い。

さらに、申立人の長女は、「申立人は、戦前からA社及びその関連会社に申立期間を含め継続して勤務し、休んだことはなかったと聞いている。家族は私が生まれた昭和19年から小学校に上がる直前の25年3月までE市に所在したA社の社宅にずっと居住していた」と具体的かつ明確に陳述している上、申立期間において、休職及び退職した等の申立人側の特段の事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和20年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、110円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年12月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月6日から26年1月4日まで

私は、昭和25年4月から平成3年7月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和25年12月6日にA社D部から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年1月の社会保険事務所の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月から20年11月1日まで

私は、第2次大戦中に女子挺身隊として徴用され、同郷者3人と一緒にA社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社での勤務期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私と一緒に徴用された同僚は、A社における厚生年金保険加入記録が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間における同社在籍が確認できる同僚の陳述及び当該同僚の同社での被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年11月1日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、「女子挺身隊として徴用された自身と申立人を含む同郷者4人は、A社での作業部署も寄宿舍の部屋も同じであった。私たち4人の同社での勤務形態及び仕事内容は同一であった」旨陳述している上、申立人以外の3人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給



与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚に係る標準報酬月額の記録から 50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 19 年 10 月から 20 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 7 月から同年 10 月 1 日までの期間については、女子労働者が加入対象となった厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月から同年8月までは8万6,000円、同年9月から同年12月までは10万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年1月1日まで

私は、昭和37年4月1日から平成元年1月31日までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B工場で勤務していた昭和47年4月1日から48年1月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が申立期間も含めてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主は、申立人がA社B工場において、昭和47年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の記録、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の記録及び給与明細書の保険料控除額から、昭和47年4月から同年8月までは8万6,000円、同年9月から同年12月までは10万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月13日に、資格喪失日に係る記録を同年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月13日から同年9月30日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について、A社での加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に間違いなく同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管しているA社の辞令(昭和20年4月13日付け及び同年6月21日付け)及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の同僚(申立人の兄)は、「私は、申立人と同じ職場でB業務の仕事をしていた。同じ職場には、B業務をする職員がいた」と、陳述しているところ、当該同僚には、厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに、A社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚から、「私は、B業務をしていた」との陳述が得られた。さらに、同社でC課に勤務していた同僚は、「申立人は、B業務をしていた」旨陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の同僚(申立人の兄)が、同じ職場にいたと記憶している同僚の名前及び被保険者

記録が確認できる。

また、申立人の妻が保管している上記辞令によると、申立人に係る昭和 20 年 4 月分の給料（月棒）額が確認できるところ、18 年 12 月に申立人と同じ学校を繰り上げ卒業後、A 社に入社した同僚は、「私は、入社後 3 か月間、研修を受けた。研修を受けている期間は給料をもらっていなかった」と陳述しており、当該同僚は同社で 19 年 3 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。このことから、同社では、入社後初めて給料（月棒）を支給する月に被保険者資格を取得させていたものと推測される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ学校を卒業後、A 社に入社した同僚の記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないため不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社C支店に昭和37年4月1日に入社し、40年3月31日まで為替係として継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が無い。同社に継続して勤務しており、保険料も給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社発行の職歴証明書から、申立人が申立期間もA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、D業務従事者として勤務していたと陳述しているところ、同僚のうち6名は、「申立人は、昭和37年4月1日から、A社C支店でD業務従事者として勤務していた」と陳述しており、当該6名の同僚は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が継続していることが確認できる。

さらに、B社は、「社員台帳の記録から判断すると、申立人の申立期間に係る給与は、C支店にて支払っており、保険料は控除していた」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店におけ

る昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年6月20日に、B社における資格取得日に係る記録を39年4月20日に訂正し、32年6月から33年5月までの標準報酬月額を9,000円とし、39年4月から同年9月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年6月20日から33年6月20日まで  
② 昭和39年4月20日から同年10月1日まで

昭和29年6月から平成11年12月まで、A社に入社から定年まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。休職及び出向もなく、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社が発行する在職期間証明書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年6月20日にA社本社から同社C支店に異動、39年4月20日に同社C支店から同社D支店に異動、同社D支店に勤務していた期間に係る厚生年金保険はB社にて加入）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 33 年 6 月の社会保険事務所の記録から、9,000 円とすることが妥当であり、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における 39 年 10 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 33 年 6 月 20 日及び 39 年 10 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 6 月から 33 年 5 月までの期間及び 39 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から48年8月まで

きちょうめんな父親が「年金をきちんと納めなさい。学生の間は私が肩代わりして支払っておきます」と言っており、年金を支払ってくれていたはずである。私が30歳になるまで保険料を納付していたと父が言っていたのを記憶している。

加入手続も保険料の納付も父がしてくれていたもので、どのような手続をしたのかは知らないが、申立期間の保険料は納付しているはずで、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、申立人が30歳になるまでの保険料を父親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和53年12月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から同年9月ごろに加入手続を行ったものと推定できる。この場合、加入手続時点において、申立期間の保険料は時効の成立により制度上、納付することはできない。

また、申立人は申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、実際に加入手続及び保険料納付をしていたとする父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は121か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み

方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年3月まで

国民年金の加入は、私が20歳の時に、A県B市の実家で母が手続を行い、保険料を納付していた。昭和43年10月に結婚し、C市へ転居してすぐに国民年金の住所変更手続を行い、同年のクリスマス前に新たな国民年金手帳をもらい、言われるままに保険料を納付した。この保険料は、同年10月から同年12月までの保険料と思っていた。その後の保険料は、私が毎月C市で納付した。C市でもらった国民年金手帳の色は、オレンジ色あるいは濃い青色のどちらかであった。

申立期間の保険料を私が納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月に婚姻し、C市へ転居したが、すぐに住所変更の手続を行い、クリスマス前に同年10月から同年12月までの保険料を納付し、その後は、毎月、C市で保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金に係る住所変更の記録を見ると、B市の国民年金被保険者台帳には、旧姓で「43.11.18 D県C市 44.3.11 報告」と記録されているものの、社会保険事務所（当時）の特殊台帳には、昭和48年の台帳切替時点で、旧姓でB市の住所地が登録されており、「不在確認 46年3月」と記録されていることが確認できる。

一方、転出先であるC市の国民年金被保険者名簿には、婚姻後の名前で「転入 47.2.14」と記録されていることが確認できることから、申立期間当時、C市では、申立人が国民年金被保険者であることを把握しておらず、また、社会保険事務所においても申立人の婚姻後の氏名及び住所を把握していなか

ったものと考えられ、申立人が昭和 43 年に C 市に転居後すぐに国民年金の住所変更手続をして、同年 10 月から同年 12 月までの保険料を納付した後、毎月保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、C 市の被保険者名簿から、申立期間に続く昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 47 年 3 月 1 日に納付していることが確認できる。このことから、申立人は同年 2 月に C 市で国民年金に関する手続を行い、同年 3 月に現年度納付が可能な 46 年 4 月までさかのぼって保険料を納付したものと考えられる。この場合、手続を行った時点で、申立期間のうち、43 年 10 月から 44 年 12 月までの保険料は時効の成立により、制度上、納付することはできない上、45 年 1 月から 46 年 3 月までの保険料は過年度納付が必要であるが、市では過年度納付を取り扱っておらず、市役所で納付したとする陳述とも符合しない。

さらに、申立人は、C 市では、オレンジ色あるいは青色の国民年金手帳をもらったと申立てているが、オレンジ色の年金手帳が使用されるようになったのは、申立期間より後の昭和 51 年ごろからであり、青色の年金手帳が使用されたのは、平成 9 年 1 月以降であることから、申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

A市に住んでいた昭和37年\*月に夫が亡くなったが、突然、女の人が来て国民年金に加入することになると言われて国民年金に加入した。保険料は同年3月から毎月納付すると領収書を渡された。

その後、昭和38年3月にA市からB市C区に転居したが、国民年金の住所変更手続はしていない。しかし、住民票を異動させたので、国民年金の保険料もB市で自動的に納付したと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、A市で国民年金に加入してA市と転居したB市で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB市に転居した後の昭和38年7月10日にA市で払い出されていることが確認できる。また、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、この払出しは職権適用によるものであったと推定され、申立人がA市に住んでいた時に、国民年金に加入したとする陳述とは符合しない上、保険料をA市で37年3月から毎月納付していたとする陳述とも符合しない。

また、申立期間当時、A市の保険料の収納方法は印紙検認方式であり、保険料を納付すると領収書を渡されたとする陳述と符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、B市に転居してから1年4か月後の昭和39年7月に転居先であるB市C区を管轄するD社会保険事務所

(当時)に移管されていることが確認できるところ、申立人はB市に転居した時には、国民年金の住所変更手続はしていないと陳述しており、この移管手続は職権によるものと考えられる。この場合、D社会保険事務所及びB市C区において、申立期間当時、申立人が国民年金被保険者であることを把握していなかったものと考えられ、また、申立人の被保険者名簿が移管された時点においては、申立期間の保険料は過年度納付の必要があるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの期間及び平成9年6月から14年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで  
② 平成9年6月から14年6月まで

申立期間①について、私は、昭和45年あるいは46年ごろにA区に転居したので、その手続に区役所に行ったところ窓口で国民年金の加入を勧められた。特例納付で36年4月までさかのぼって納められると聞き、私が厚生年金保険と重なる期間があると言うと「国民年金と厚生年金保険は別だから納付できる」と言われた。妻の特例納付保険料も一緒に区役所の国民年金窓口で納付したが、領収書は無く、国民年金手帳が同年4月1日となっていることが証拠になるから大切に保管するように言われた。以後の保険料は、毎年、納付書が届いたので銀行から納付していた。

申立期間②について、60歳を過ぎて新たに加入手続をした記憶は無いが、引き続き納付書が届いたので同じように銀行から納付していた。平成12年分及び13年分の確定申告書にも一人分の国民年金保険料が申告されている。同じ期間、妻も国民年金の保険料を納付していたが、私の分だけしか申告していなかったので必ず納めているはずである。未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年あるいは46年ごろA区役所で特例納付のことを聞き、36年4月までさかのぼって特例納付保険料を区役所窓口で納付した。また、申立期間②については、高齢任意加入手続をした記憶は無いが、引き続き納付書が届いたので銀行から納付していたと申し立てている。

申立期間①について、国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和46年10月29日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる。この時期は、第1回特例納付実施期間（昭和45年7月1日から47年6月30日まで）であることから、申立期間①のうち、36年4月から43年12月までの保険料は特例納付が、44年1月から46年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、市では特例納付及び過年度納付を取り扱っていないことから申立内容と符合しない。

また、申立人は、特例納付に係る保険料を手持ちの現金で納付したと陳述しているだけで、具体的な納付金額を覚えていない上、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金加入後は、納付書で銀行から納付したと申し立てているが、B市の保険料の収納が納付書方式に変更になったのは、昭和51年10月からであることから、申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人と一緒に特例納付したとする申立人の妻の納付状況をみると、オンライン記録から、申立期間①のうち、昭和39年5月から同年10月までの期間並びに42年2月及び同年3月は申請免除、39年11月から42年1月までは厚生年金保険被保険者期間、同年4月から47年3月までの期間の保険料は未納となっていることが確認でき、夫婦二人分の特例納付保険料を一緒に納付したとする陳述と符合しない。

申立期間②について、申立人は高齢任意加入手続をした記憶は無いと陳述しており、オンライン記録を見ても、60歳到達後、高齢任意被保険者資格を取得した形跡が無く、申立期間は未加入期間となるため保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する平成12年分及び13年分の確定申告書控えを見ると、社会保険料控除欄には国民年金保険料15万9,600円と記録されていることが確認できる。申立人は自身の分として納めた保険料であると陳述しているところ、申立人の妻の納付記録を見ると、オンライン記録から、12年及び13年は納付済みの記録となっており、保険料額もそれぞれ15万9,600円と確定申告書の控えと一致することを踏まえると、当該2年分の確定申告書控えをもって当該2年分の国民年金保険料を納付したものとみるのは困難である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

時期は忘れてしまったが、市の広報紙で国民年金制度ができたことを知り、夫が自由業だったので将来のことを考えて、A市B区役所で夫が夫婦二人の加入手続をしてくれたようだ。

加入後は夫が定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、その後、過去の未納分をさかのぼってまとめて納められるという時期があったと聞いた記憶があり、夫が私の分も一緒に納めてくれたと信じている。

夫については申立期間を含めて完納の記録となっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫がA市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人とその夫の加入手続時期をみると、申立人は第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで）期間中の昭和45年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されているのに対し、その夫は、7年ほど早く38年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、夫が夫婦二人分を一緒に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録を見ると、加入手続年度以降60歳に達するまでの157か月及び、本来、加入手続時点で時効が完成していた申立期間直前の60か月の合計217か月が納付済みとなっている。さらに、大正12年\*月生まれの申立人は、受給資格期間216か月（18年）が必要であった。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度

であった状況に鑑<sup>かんが</sup>みると、申立人の夫は、特例納付を前提として、昭和 45 年 10 月に申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しを受け、当該年度分から保険料納付を開始するとともに、併せて、受給権確保の観点からなされた行政側の勧奨を受け、申立期間直前の 60 か月についてのみ、特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年1月まで

私は、会社を辞めた直後の昭和49年8月ごろに、自分でA市役所B出張所へ国民年金の加入手続に行った。

申立期間の保険料については、はっきりとは覚えていないが、毎月、納付書に現金を添えて出張所の窓口で自分で納めた記憶がある。納付の都度、領収書を受け取ったが、その後、紛失してしまった。

私は、このように間違いなく国民年金の加入手続をし、保険料を納めた記憶があるので、申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、以降、市役所の出張所の窓口で納付書により毎月、保険料を納めたと申し立てている。

そこで、申立人の年金加入記録を見ると、オンライン記録には厚生年金保険の記録のみであり、国民年金に係る記録は見当たらない。また、この点については、申立人が国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとしているA市において、加入手続を行った場合に存在すべき、同市の被保険者名簿が確認できない状況と整合している。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は出張所の窓口で納付書に現金を添えて保険料を納めたと陳述しているが、当時、市の出張所では保険料の収納は行わず、市が指定する金融機関で納付するよう案内していたとしており、申立人の陳述は当時の市の取扱いとは符合しない。

さらに、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事

務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4215

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から48年9月まで

私は、国民年金への加入時期は覚えていないが、申立期間であるA市に住んでいた期間は、町の役員あるいは婦人会の人が国民年金の保険料を自宅まで集金に来ていた。2か月又は3か月に一度来ていたと思うが、友達が納付をやめると言った時も私は継続したことを覚えている。

申立期間が未納とされているのは納付できないので、再度調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していた申立期間中、集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和51年1月10日にB市において国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるとともに、その際、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、50年12月を資格取得月として任意加入していることがオンライン記録から確認できる。この場合、申立期間は任意の未加入期間となるため、制度上、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人がB市において任意加入したことは、前住地のA市で国民年金に加入したとの申立人の陳述と符合しない上、同市において加入手続を行った場合に存在すべき同市の被保険者名簿が確認できない状況と整合している。

さらに、A市における申立期間当時の保険料収納は、印紙検認方式により取り扱われていたが、申立人は、保険料納付時の取扱い及び保険料額など納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間は83か月と長く、これだけ長期間にわたり行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間、同年7月から38年3月までの期間、39年4月から41年3月までの期間、54年4月から同年12月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで  
② 昭和37年7月から38年3月まで  
③ 昭和39年4月から41年3月まで  
④ 昭和54年4月から同年12月まで  
⑤ 昭和55年4月から同年6月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、結婚後の42年ごろまでは自分で近所の集金人のおばさんに納付してきたが、その後は妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納めてきた。その後詳しいことは覚えていないが、55年ごろから銀行の窓口で納付していたのを口座引落としに切替えて納付してもらった記憶がある。それなのに申立期間が未納とされているのは納付できない。

当初保険料は月額100円で6か月ごとに納付し、時期ははっきりしないが、途中から月額150円を3か月又は6か月ごとに納めた記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の制度発足当初より国民年金に加入し、以後、42年ごろまでは、自分で継続的に保険料を納付していたが、それ以降は申立人の妻に夫婦二人分の保険料の納付を任せていたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録を見ると、申立人が単独で保険料を納付していたとする申立期間①、②及び③については、前後記録がすべて納付済期間となっており、これによると、昭和36年4月から41年3月までの5か年度には、今回申立期間とされている未納期間が、3つの期間に分かれた上で、通算36か

月に及んで点在していることが市の被保険者名簿及び特殊台帳から確認できる。

この場合、申立期間①、②及び③について、継続的に納付が行われたにもかかわらず未納とされるには、4か年度に及び反復的な行政側の事務処理誤りの存在が必要となるが、これほど長期間かつ複数回にわたって行政側が事務処理を誤ったとは考え難い。

一方、申立期間④及び⑤についてみると、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻の納付記録も未納であることが市の被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録いずれにおいても確認できる。

また、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、各々、昭和54年度欄に昭和55年催告、昭和55年度欄に昭和56年催告（再催告あり）の記録が確認できる。

これらの点を踏まえ、納付記録の管理が被保険者ごとになされていた状況に鑑<sup>かんが</sup>みると、行政側が申立期間④及び⑤についてのみ、夫婦そろって事務処理を誤るとは考え難く、申立期間当時は、保険料を納付できない何らかの事情が介在したと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から同年11月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から同年11月まで

私は、結婚を契機に厚生年金保険のある会社を退職した昭和53年5月ごろに夫の勧めもあり、A市役所で国民年金に任意加入することにしたが、その際、付加年金の説明も聞いており、将来の事を考えて少しでも年金を多くもらうため併せて付加年金の加入手続を行い、その場で最初の1か月分を窓口で納付してからは継続して自分で納めてきた。それなのに申立期間の付加保険料のみが未納とされていることには納得できない。

付加保険料の金額は月400円であり、現金で毎月29日以降に納付書を使い、B郵便局で納めていた。

記録では昭和53年12月から納付済みとなっているが、付加年金の加入手続のみを国民年金加入後に別途手続をした訳ではない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月に任意加入するとともに、併せて、付加年金の加入申出を行い、加入時から継続して保険料を納付していたので、申立期間における付加保険料が未納とされていることに納得できないと申し立てている。

一方、付加年金は、制度上、さかのぼっての加入は行えないことから、加入申出を行った月分からしか付加保険料を納付することはできない。

また、市では、申立期間当時、付加年金加入の際には必ず本人確認として年金手帳の提出を求め、当該手帳に（加入申出日及び加入申出月が判明する）受付印を押していたとしている。

そこで、申立人の付加年金加入に係る申出日についてみると、申立人が所持する年金手帳、市の被保険者名簿及び特殊台帳のいずれにおいても、昭和53年12月1日になされていることが確認できる。この点についての申立人の記

憶は定かではないが、申立人が所持する年金手帳に市の受付印が押されている状況を踏まえると、同日に加入申出がなされたと考えるのが自然である。この場合、付加年金の加入申出月より以前に当たる申立期間については、制度上、付加保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別姓を含む別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の付加保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し、昼間は仕事に出ていたので、私の保険料は、主に私の母及び妻が3か月ごとに自宅に来る集金人に納付してくれていた。私自身も何回か集金人に保険料を納付した記憶があり、納付すると年金手帳に印を押してもらったことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した当初から国民年金に加入し、主に申立人の母親及び妻が申立人の保険料を集金人に納付し、申立人自身も何回か集金人に納付した記憶があると申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用特別対策により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号前後の被保険者の加入状況等により推認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日までさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得している。したがって、加入時期に関して申立内容と符合しない上、加入手続が行われた時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及びその妻に、申立人に係る国民年金の加入手続を行った動機及びその時期等を含めて詳しく事情を聴取しても、具体的なことは何も覚えていないとし、制度発足以来集金人に保険料を納付していたと陳述するのみであるほか、申立人の母親も既に亡くなっているため、過年度納付等の有無を含め申立期間当時の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親、妻又は申立人が、申立てどおり、昭和36年4月から申立人の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立期間は4年に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人の母親、妻又は申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、52 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 54 年 3 月までの期間及び 60 年 3 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月まで  
⑤ 昭和 60 年 3 月から 62 年 3 月まで

時期はよく覚えていないが、妻が区役所に行き、夫婦二人分の加入手続きをしてくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、妻が区役所で納付していたはずなので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、夫婦連番で昭和 44 年 10 月 15 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能であるものの、特殊台帳を見ると、当該保険料については、昭和 51 年度、52 年度及び 53 年度にそれぞれ納付催告された事跡があり、当時は未納と記録されていたことが確認できる。

また、オンライン記録を見ると、夫婦二人分の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の妻も、申立期間についてはすべて未納となっている。

さらに、申立人の妻は、国民年金保険料の納付については、社会保険事務所

(当時)で行ったと陳述しているが、申立期間当時、制度上、社会保険事務所では過年度保険料の収納は行っていたものの、現年度保険料に係る納付書の発行及び保険料の収納を行うことは無かったほか、妻から過年度保険料の納付時期、納付金額、納付回数及び納付方法等についての具体的な陳述は得られず、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間は5期間で合わせて58か月に及んでおり、これほど複数回かつ長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び63年9月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和63年9月から平成元年7月まで

時期は定かではないが、自分で区役所へ行って国民年金の加入手続をし、その後は区役所及び銀行で保険料を納付していたと思う。

申立期間①については、65歳になり、社会保険事務所（当時）へ行った際に、男性職員から、国民年金保険料の未納分30万円を納付するよう言われたので、後日、改めて社会保険事務所へ行き、きっちりと30万円を現金で納付したことを覚えており、その中に申立期間①の保険料も含んでいたはずである。

また、その時に、領収証書を貼付した国民年金手帳を取られ、代わりに新しい年金手帳を渡された。

申立期間②については、60歳になる数年前に、10万円から15万円ほどの保険料を、銀行で納付したと思う。

いずれの申立期間についても、きっちりと納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、65歳到達時に、過去の未納分の国民年金保険料として、30万円を社会保険事務所で一括して納付し、その中に申立期間①の分も含んでいるはずであると申し立てている。

しかし、当時は、特例納付の実施期間にも当たっていないことから、申立期間①の国民年金保険料については、制度上、さかのぼって納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年8月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、41年12月以前の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

さらに、申立期間①は72か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

次に、申立期間②について、申立人は、60歳到達の数年前に、10万円から15万円ほどの国民年金保険料を、銀行で納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和63年9月、夫の退職に伴い国民年金第3号被保険者資格を喪失し、第1号被保険者となっているところ、その切替手続の処理日は平成3年8月6日であることが確認でき、この時点で、制度上、納付可能な元年8月からの国民年金保険料について過年度納付したものの、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが相当である。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、納付状況に係る申立人の記憶は明確でなく、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

昭和58年\*月\*日に日本国籍を取得し、帰化手続の際、A区役所の職員から、「日本国民になったので、義務として国民年金にも加入しなさい」と勧められて、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたはずである。

保険料については、加入手続の際に、昭和57年1月から58年3月までの国民年金の未納分を分納できることを区役所職員に聞き、妻が3回ぐらいに分けて、自宅前のB郵便局又は近所のC銀行D支店で納付したはずである。

その後の昭和58年4月以降についても、毎月、妻が同じ郵便局若しくは銀行で夫婦二人分の保険料を納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月2日に、E市A区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、57年1月から59年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、同年4月から61年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人は、当該期間の保険料については、妻が後でまとめて納付したことはないはずであるとしている。

また、外国籍の者に対する国民年金への加入は昭和57年1月から認められたが、当初は、同時点以降しか加入資格期間として算定されていなかったところ、61年4月に法改正され、56年12月以前の20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間とされた。

本件の場合、昭和57年1月時点においては、申立人は既に38歳であり、申

立人の妻は 36 歳であったことから、加入後 60 歳到達まで国民年金保険料を完納しても受給資格期間である 25 年を満たすことはできなかつたところ、この法改正により年金受給権を確保することが可能となつたことを受けて加入手続を行ったものと考えられ、このことは上記の国民年金手帳記号番号の払出時点とも一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかつた。

加えて、申立期間は 51 か月に及んでおり、これほど長期間にわたつて国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、手続及び保険料納付を担っていたとする申立人の妻は、入院中であるため、詳細な陳述を得ることはできないなど、保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等を見いだすことはできなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

昭和58年\*月\*日に日本国籍を取得し、帰化手続の際、A区役所の職員から、「日本国民になったので、義務として国民年金にも加入しなさい。」と勧められて夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたはずである。

保険料については、加入手続の際に、昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料の未納分を分納できることを区役所職員に聞き、保険料を3回ぐらいに分けて、自宅前のB郵便局又は近所のC銀行D支店で自分自身で納付したはずである。

その後の昭和58年4月以降の保険料についても、毎月、同じ郵便局若しくは銀行で夫婦二人分の保険料を自分自身で納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月2日に、E市A区において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、57年1月から59年3月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、同年4月から61年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人の夫は、当該期間の保険料については、申立人が後でまとめて納付したことはないはずであると陳述している。

また、外国籍の者に対する国民年金への加入は昭和57年1月から認められたが、当初は、同時点以降しか加入資格期間として算定されていなかったところ、61年4月に法改正され、56年12月以前の20歳以上60歳未満の期間が合算対象期間とされた。

本件の場合、昭和 57 年 1 月時点においては、申立人は既に 36 歳であり、申立人の夫は 38 歳であったことから、加入後 60 歳到達まで国民年金保険料を完納しても受給資格期間である 25 年を満了することはできなかつたところ、この法改正により年金受給権を確保できることが可能となつたことを受けて加入手続を行ったものと考えられ、このことは上記の国民年金手帳記号番号の払出時点とも一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかつた。

加えて、申立期間は 51 か月に及んでおり、これほど長期間にわたつて国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は現在、入院中であるため、申立人から詳細な陳述を得ることはできないなど、国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしたが、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等を見いだすことはできなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 4223 (事案 1279 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

昭和55年4月から58年3月までは、妻が私の分の国民年金保険料も納付していたのに、社会保険事務所(当時)の記録では、妻は納付済みで、私が未納とされているため、申立期間の保険料納付を認めてほしいと年金記録確認第三者委員会へ申し立てたが認められなかった。

しかし、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたことは間違いないので、再審議の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、妻が申立期間の保険料を納付したとしているが、その妻は「申立期間当時、申立人は会社員で、申立人の年金関係の手続きは、申立人が勤務する会社が行っているものと思っていた」と陳述していること、ii) 申立人は、夫婦共に昭和53年にA市からB市に転居したとしているが、社会保険事務所の特殊台帳を見ると、申立人が当該住所変更したのは59年10月と記されていることが確認でき、このことから、申立期間の国民年金保険料の納付書はA市が発行することになるが、同市は、申立人の国民年金被保険者名簿(昭和54年5月17日に作成)に「不在」と押印されていることから、昭和55年度以降である申立期間の納付書は、発行されなかったと考えられるとしていること、iii) 申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付をうかがわせる陳述も得ることができないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、妻が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したと再度主張しているが、当該主張のみをもって、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、当該主張以外に申立人から新たな関連資料又は周辺事情の提示は無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 10 日から同年 8 月 25 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 42 年 7 月 25 日まで

オンライン記録によれば、A社B支店、D社及びE社における厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受給したことになる。

最初に勤務したA社B支店を退職する際、同社に係る厚生年金保険加入期間については脱退手当金を受給した。

しかし、D社及びE社における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を請求も受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっているA社B支店における厚生年金保険加入期間については、退職時に会社から説明を受けて脱退手当金を受給したとしているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は確認できず、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていないほか、A社B支店を退職した約2週間後にはD社において被保険者資格を再取得し、A社B支店における厚生年金保険被保険者記号番号を引き継いでいることを踏まえると、この時期に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和42年8月10日付けでG社会保険事務所(当時)に提出されており、かつて申立人が勤務していた受給を認めている期間を含むA社B支店、D社及びE社の勤務期間等が記載されているとともに、申立人の住所は当時居住していたC市から実家のあるF県に訂

正されていることから、支払通知書は実家に送付されたと考えられるほか、申立人の脱退手当金は実家に近いH郵便局で隔地払（通知払）されていることが確認できる。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号（番号I）が、申立人の脱退手当金裁定請求書の受付日と同一日の昭和42年8月10日にD社及びE社に係る記号番号（番号J）と重複取消処理が行われているところ、脱退手当金の請求に併せて重複取消が行われたと考えるのが自然である。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、A社B支店における厚生年金保険被保険者期間と申立期間とを合算して支給されたことになっている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 10 日から 33 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。  
脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 10 か月後の昭和 33 年 12 月 19 日に支給決定されていることが確認できる。申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給決定される直前の同年 11 月 28 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 7 日から 38 年 3 月 15 日まで  
過去の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所(当時)で調査してもらったところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、当時、脱退手当金という制度を知らず、会社からもそのような制度の説明は無かった。

脱退手当金を請求したことは無く受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求した記憶は無く、受給もしていないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年6月11日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計11ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した17人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人みられ、うち10人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月ごろから20年8月ごろまで

平成19年ごろ、新聞に勤労働員学徒として働いた期間が厚生年金保険の被保険者期間として認められた旨の記事が掲載された。私も中学生であった昭和19年8月ごろから20年8月ごろまでの約1年間、勤労働員学徒としてA社(現在は、B社)C事業所(通称は、D工場)に勤務し、E業務に携わっていた。また、1か月30円の給与を支給されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤労働員学徒としてA社C事業所に勤務し、E業務に携わっていた旨申し立てしているところ、A社40年史によると、申立期間当時、同社C事業所において勤労働員学徒が就労していたこと、及び同社C事業所E工場でF商品が生産されていたことが確認でき、申立内容と符合することから、期間は特定できないものの、申立人が同社C事業所に就労したことが推認できる。

一方、申立期間当時、勤労働員学徒については、労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)第16条、同法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、労働者年金保険法(昭和19年6月1日からは厚生年金保険法)の適用除外とされている。

また、B社では、「当社が保管する終戦時のC事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらない。また、当該名簿以外の資料は残っておらず、申立人の保険料控除は確認できない」としている。

さらに、申立人は、「当時、給与明細書は無かったと思う。また、中学生で、厚生年金保険についての知識及び興味も無かった。学校の先生からも厚生年金

保険等についての説明はなく、こちらから聞けるような社会状況でもなかった  
ので、保険料控除については不明である」と陳述しており、このほか、申立人  
の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせ  
る周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立  
人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主  
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 4 月から同年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A市内のL建物にあったB店でC業務従事者として勤務した。同店はD社が経営しており、同社の親会社はE社であった。

申立期間②は、K駅構内にあったF店でG業務従事者として約6か月勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険期間であると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、H社が、「L建物の地下でB店が営業していた。テナントの契約者はA市内にあったD社で、契約期間は昭和41年8月1日から平成10年2月28日までであった。また、D社の親会社はE社である」旨陳述しており、申立内容と符合することから判断して、申立人がB店に勤務していたことが推認できる。

また、E社は、「B店は、E社の関連会社のD社が経営しており、従業員の所属先はD社であった」としている。

しかし、オンライン記録において、D社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、E社も、「D社は適用事業所ではなかった」としている。

また、商業登記の記録において、D社の事業内容はI業務となっており、I業務はM業種に該当し、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用対象業種ではない。

申立期間②については、J社の元役員及び元従業員が、申立期間当時に、

同社がF店を経営していたと陳述しており、申立内容と符合することから判断して、申立人がF店で勤務していたことが推認できる。

しかし、J社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、J社で事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時、J社では、入社後6か月間は厚生年金保険料を控除されていなかったと思う」と陳述しているところ、別の元従業員も、「6か月ぐらいの試用期間があったと思う」旨陳述しており、同人の資格取得日は、同人が記憶している入社時期から約7か月であることが確認できる上、ほかの従業員一人も、「J社が経営する店で1年近く勤務したが、厚生年金保険の加入記録は4か月しかない」と陳述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 60 年 9 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から平成 7 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社(現在は、B社)で、申立期間②はC社(現在は、D社)でそれぞれ勤務したので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の回答から判断すると、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年7月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、E市の記録から、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば申立期間当時の事業主及び申立人の記憶する同僚が、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該同僚の妻は、「A社では、厚生年金保険には加入していなかった」と陳述している。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人がD社で平成元年6月21日から10年3月20日まで勤務したことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、D社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、申立期間当時の事業主も、「会社が厚生年金保険に加入したことは無く、保険料控除もしていない」と陳述している。

さらに、E市の記録から、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入してい

ることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月以降の期間について国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6234

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から22年12月まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、進駐軍A業務従事者としてB県のC倉庫に勤務したので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、進駐軍A業務従事者としてC倉庫に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員については、「進駐軍A業務従事者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付保発第92号厚生省保険局長通知)により、昭和24年4月1日から、連合国駐留軍の所在地を管轄する都道府県が、国の委託業務実施機関として渉外労務管理事務所を設置して、国の雇用人としての身分で社会保険を適用することとされたところ、B県内の連合国駐留軍に勤務する日本人従業員を管理するC渉外労務管理事務所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは同年4月1日であり、申立期間当時、同事務所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者記録を継承するD防衛局に照会したが、申立人の申立期間における関連資料は見当たらず、当時の事情は不明であるとしている。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な記憶は無く、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月ごろから 41 年 1 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社ではB業務従事者として勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、昭和 39 年 1 月 5 日から 41 年 1 月 29 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の関連資料を保管しておらず、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため、申立期間に係る保険料控除等を確認することはできない。

また、A社は、「申立期間当時は、厚生年金保険の加入について従業員に希望を聞く場合があったようである」としているところ、元従業員の一人は、「社会保険への加入について、会社から希望を聞かれた」と陳述しているほか、申立人及び元従業員が記憶している元従業員で、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録の無い者が複数人いることから、同社では、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立人が記憶している元従業員等 6 人について、同人たちが記憶している入社時期と前述の被保険者名簿での資格取得日を比較すると、早い者で入社から 5 か月後、遅い者は約 3 年半後に資格を取得していることが確認できることから、A社では、申立期間当時、従業員を厚生年金保険に加入させる場合でも、必ずしも入社後すぐには加入させていなかったこともうかがわれる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月ごろから 39 年 8 月 20 日ごろまで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社でB業務従事者として勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時、A社の従業員の職種は、C業務、D業務及びB業務の3種類があり、自分はB業務従事者として勤務していた」としており、前述の同僚も「申立期間当時、申立人はB業務従事者として勤務していた」と陳述しているところ、A社は、「B業務従事者の業務はC業務の手伝いであったことから、申立期間当時、当社では、B業務従事者を厚生年金保険に加入させていなかったと思われる」としている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人がC業務担当又はD業務担当であったと記憶している複数の同僚については、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同僚の一人がB業務従事者であったと記憶している元従業員については、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 10 日から 32 年 10 月 15 日まで

私は、中学校卒業後の昭和 30 年 4 月 10 日に A 社に入社した。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間も A 社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、当時の事業主は、「中学校を卒業してすぐに入社した従業員は、すぐに退社する人もいたので、入社後一定期間は見習い期間として社会保険に加入させず、その間は、給与から厚生年金保険料も控除していなかったと思う。また、見習い期間は仕事内容及び個人によって異なるが、少なくとも 1 年程度はあった」旨の陳述をしているほか、上記同僚からも、同趣旨の陳述が得られた。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が入社した前後の年次に、中学校を卒業後すぐに入社したとみられる同僚について、同社への入社日及び同社での厚生年金保険の資格取得日等を調査したところ、いずれの同僚も、入社後、17 か月から 28 か月を経過した後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記同僚と同時期に A 社に入社した従業員のうち、1 年程度で退職した従業員については、上記被保険者名簿において氏名を確認することができない。

これらのことから、申立期間当時、A社は、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

一方、A社は昭和34年7月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、「社会保険事務を担当していた者は既に亡くなっているほか、資料が残っていないため、申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除については不明」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿から抽出調査した複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入について具体的な陳述を得ることはできなかったほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月ごろから26年8月ごろまで  
② 昭和26年8月ごろから28年11月1日まで

私は、申立期間①はA県H市に所在するB社又はC社に勤務し、申立期間②はG市に所在するD社内のE社又はF社に勤務した。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①及び②の期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A県H市に所在したB社又はC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするB社及びC社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が一緒にB社又はC社に入社したとする同僚にも、申立期間中における厚生年金保険の加入記録は見当たらないほか、当該同僚は既に亡くなっているため、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人は、B社又はC社の代表者及び上記同僚以外の同僚の氏名を記憶しておらず、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、G市のD社内に所在するE社又はF社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務したとするE社及びF社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人がE社又はF社からD社に申立人と同時期に移籍したとして名前を挙げた同僚についても、D社において厚生年金保険の資格を取得する以前の申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、F社の元事業主のオンライン記録を見ると、申立期間②を含む昭和26年4月1日から33年8月26日までの期間について、D社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、このことについて同社の元事業主は「当社の下請企業であるF社の事業主は、便宜上、当社において厚生年金保険に加入させていたが、当時、F社の従業員については加入していなかったと思う」旨陳述している。

加えて、F社の元事業主は既に死亡しているほか、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し調査したが、申立期間における厚生年金保険への加入状況及び保険料控除など、当時の事情を明らかとする関連資料及び周辺事情は得られなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月ごろから32年6月ごろまで

夫は申立期間にA事業所において、B業務従事者として勤務していたが、社会保険事務所(当時)において厚生年金保険の納付記録を確認したところ、当該事業所で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻提出の複数の写真及び陳述等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、A事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、D業種に雇用される者は、E共済制度の加入者であるが、専任でない者及び臨時に使用される者等は、厚生年金保険に加入している可能性が考えられることから、オンライン記録及び事業所名簿を調査したものの、A事業所及びその運営法人であったC社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

なお、F組織を通じて、C社に係る共済加入者を調査したものの、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

また、C社の登記簿謄本において確認できる役員6人に照会を行ったものの、いずれの者からも回答を得ることができなかったほか、申立人も既に死亡しているため、申立期間の保険料控除等について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険



料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月20日から同年7月21日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。しかし、同社がB社に吸収合併されるに当たり、昭和33年7月20日に、残務整理のために、自分を含め従業員の半数が出勤したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和33年7月20日にA社で被保険者資格を喪失し、翌日の同年7月21日にB社で資格を取得している者が7人確認でき、そのうちの1人が、「私も昭和33年7月20日に出勤した」と陳述していることから判断して、申立人が同年7月20日にA社で勤務したことが推認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、i)全喪年月日欄に「昭和33年7月19日」、全喪の事由欄に「廃止」と記載されていること、ii)同社において最後に資格を喪失した者の喪失日は昭和33年7月20日であること、iii)同日に資格を喪失した者が申立人を含めて13人いること等から、同社は、同年7月20日には既に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人は、A社がB社に吸収合併されたとしているが、いずれの事業所についても法人登記の記録は確認できないことから、当該吸収合併が行われたことは確認できず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間にA社又はB社に雇用されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月6日から29年2月6日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店C営業所で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社ではD業務従事者として常勤で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「臨時従業員名簿」並びに元従業員及び申立人の陳述から判断して、申立人は、申立期間に同社C営業所で、臨時従業員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社E支店の現在の担当者は、「申立期間当時、臨時従業員は厚生年金保険には加入させていなかった。当時の従業員に係る厚生年金保険の加入記録については基本的にすべて保存しているが、申立人に係る資料は見当たらない」と回答している。

また、申立期間当時、A社B支店C営業所に勤務する従業員の社会保険手続を行っていた同社F営業所の事務担当者であった者も、「申立期間当時、臨時従業員は厚生年金保険に未加入の者が多かった」と陳述している。

さらに、申立人が同僚とする者二人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が確認できるところ、A社E支店は、「労働者名簿によれば、兩人共、資格取得前から臨時従業員として勤務していたことが確認できる」としており、臨時従業員として勤務していた期間については、加入記録が確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 2 日から 31 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 18 日から 33 年 4 月 2 日まで

夫が所持していたA社B支店発行の「厚生年金被保険者資格証明書」を見ると、昭和30年4月2日から39年4月30日まで厚生年金保険被保険者となっている。

また、夫が生前に残した職歴メモによると昭和30年4月から半年ほどの期間について「C社」において勤務をした旨が記載されている。

ところが、社会保険庁（当時）の記録では申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人が昭和30年4月2日にC社に入社し、31年1月4日まで同事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録において、C社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同一所在地に所在する類似名称のD社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらなかった。

また、D社E営業所において厚生年金保険の被保険者であった11人は、申立人を記憶しておらず、同社における申立人の勤務状況を確認できない。

申立期間②について、申立人の妻は、申立人が昭和32年6月18日にA社B支店に入社し、申立期間も同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社B支店の事業主は所在不明のため申立期間における勤務状況を確認できず、また、同社において厚生年金保険の被保険者であった37人に照会したところ、申立人を記憶している4人のうちの2人から「申立人のA社における勤務は昭和33年4月以降である」との陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

なお、申立人が所持しているA社B支店発行の「厚生年金被保険者資格証明書」に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者期間の始期（昭和30年4月2日）については、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和33年4月2日）と記載するところを誤ったものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月4日から35年9月1日までの期間のうち  
の8か月間

私は、A社を退職した昭和26年9月4日からB社に入社した35年9月1日までの期間のうち8か月間、C社に継続して勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

しかし、私はC社での勤務期間中、病気で退職した後、病院で健康保険の療養給付と傷病手当金を受給したことを覚えている。申立期間当時、健康保険の資格喪失後に継続して保険給付を受給するためには、6か月以上の加入期間が必要であり、同社で厚生年金保険に加入していたことは確かなので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険の療養給付と傷病手当金を受給したことを覚えており、昭和26年9月4日から35年9月1日までの期間のうち8か月間、C社において厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、C社での入退社時期を明確に記憶していないため、同社での勤務時期を特定できず、また、申立期間当時の同社の事業主及び事務責任者は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、申立期間当時、C社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員は、申立人のことを記憶しておらず、そのうちの一人は、「C社の作業は厳しかったので早期退職する人が多く、会社は、新規採用者が定着するのか様子を見てから、厚生年金保険の加入手続を取っていた」と陳述していること

から、同社は申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 1 日から 25 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 22 年に A 社に入社し、53 年に退職するまで継続して勤務していた。途中退社などをしていては、到底 B 職等にはなれないはずであり、当該申立期間に厚生年金保険の被保険者とされていないことに納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社の同僚 3 人の陳述から、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A 社において昭和 22 年 1 月 1 日から 25 年 10 月 1 日までの期間に資格を取得した厚生年金被保険者のうち、申立人を含めて 14 人に同社に係る被保険者期間の欠落が確認できる。

また、昭和 29 年 9 月に入社している同僚が「当時、会社の業績は悪く、後に業績が回復したと聞いている。また、昭和 24 年には人員整理があり、同年 5 月ごろに 10 人ぐらいが退職し、その後、同年 9 月には自分も含めて 10 人ぐらいが退職をした」と陳述している。

さらに、申立期間当時の A 社の事業主は既に死亡しているため、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月13日から32年3月27日まで

私は、昭和25年9月13日から32年3月27日まで、A社B工場において、C職として勤務した。結婚のために退職したが、会社側からは年金制度について説明は無かった。

社会保険庁（当時）の記録上、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金という制度を知らないので、請求しておらず受け取ってもない。納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和32年6月7日に支給決定していることが確認できる。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後5ページ（合計11ページ）に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和32年3月27日の前後2年に資格を喪失した者80名中79名に脱退手当金の支給記録があり、うち76名は資格喪失後約1か月から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当

金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 26 日から 43 年 2 月 1 日まで  
私は当時、年金には関心が無く、私自身が厚生年金保険に加入していたことも知らなかった。平成 21 年 8 月に A 社会保険事務所（当時）に年金加入記録の照会申出書を提出したところ、同年 10 月に昭和 39 年 4 月から 43 年 2 月まで勤務していた B 社における厚生年金保険加入期間は脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

夫の仕事の都合で C 区に昭和 43 年 3 月に引っ越しをしており、脱退手当金を受給したと記録されている同年 5 月 2 日は、C 区に引っ越しをして間もないころなので、どこでどのようにして受給したのか覚えが無い。しかも、脱退手当金を受給するのに本人が手続をしなくても受け取れたのか疑問がある。脱退手当金の手続及び受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は B 社を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず、退職後 1 年半も国民年金の加入手続を行っていないことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 31 日から 35 年 1 月 16 日まで

今回「ねんきん特別便」を受けた際に、A社B工場で勤務していた昭和28年8月から35年1月までの期間が、記載されていなかったため、以前勤務していた工場に問い合わせたところ、後日別紙通知が届き、その時始めて私が脱退手当金を受け取ったことになっていることを知った。

すぐに管轄のC社会保険事務所(当時)に出向き、このような記憶は無い旨を書面に記入し調査依頼したが、1年ほど掛かると言われ平成20年5月から丸1年経った21年5月になっても返事は無く、同年8月になって再度同社会保険事務所に行ったが、納得のいく返事はもらえなかった。

A社B工場は、昭和35年1月16日に退職し、実家に戻り、働く意思があったので就職活動をしながら失業保険は同年7月までもらったが、脱退手当金については退職時に説明も受けていないし、手続もしていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月15日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日(昭和35年1月16日)のおおむね1年以内に支給要件を満たし資格を喪失した女性59名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め57名に支給記録が確認でき、うち55名が資格喪失日から約6か月以内

に支給決定がなされていること及び支給記録のある被保険者2名が「会社で手続してくれた」と陳述しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。このことは、A社B工場がD県E部F課に昭和35年2月10日付けで提出した脱退手当金裁定請求書の送付書の控えに申立人に係る脱退手当金の請求手続を行ったことが記録されていることと符合する。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみると、昭和35年3月2日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 18 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 25 日から 37 年 12 月 16 日まで  
③ 昭和 40 年 8 月 21 日から 41 年 11 月 21 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間（申立期間①及び②）及びB社に勤務していた期間（申立期間③）について脱退手当金支給済みとの回答を受け取った。

脱退手当金は請求も受給もしていない。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③について、脱退手当金の請求手続きをした記憶が無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間①に係る脱退手当金については、A社で資格を喪失した昭和 35 年 12 月 18 日から約 3 か月後の 36 年 3 月 31 日に、申立期間②及び③に係る脱退手当金については、B社で資格を喪失した 41 年 11 月 21 日から約 10 か月後の 42 年 9 月 15 日に支給決定された記録とされているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

また、申立期間①については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した者 31 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め 24 人に支給記録が確認でき、支給記録のある被保険者の中には「退職するときに脱退手当金として事務担当者から 3 万円程度もらった」「退職後郵便局でお金を受け取った」と陳述する者がいることを踏まえると、申立人についてもその

委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間①については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、また、申立期間②及び③については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、それぞれ脱退手当金の支給を示す「脱」表示が確認できる上、いずれの申立期間についても、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 20 年 4 月から同年 9 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できるものの、同社の所在地は申立人が記憶する所在地とは市町村が異なる上、昭和 34 年 7 月 1 日に新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶する事業所の所在地が符合し、事業主名が酷似した適用事業所として「B社」の記録が有ることから、申立期間における事業所はB社であると推認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が記憶する上司等の加入記録は無い。

さらに、当該被保険者名簿に記載されている元従業員は、いずれも所在不明であり、これらの者から申立人の勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 5 月 10 日まで  
② 昭和 56 年 7 月 31 日から 57 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社C工場）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 52 年 8 月 21 日から 57 年 4 月 1 日まで継続して勤務したのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月 21 日から 57 年 4 月 1 日までA社に勤務し、申立期間①及び②も厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届において、申立人の資格取得日は昭和 53 年 5 月 10 日、資格喪失日は 56 年 7 月 31 日と記載されており、これらはオンライン記録と一致するほか、同社が加入する厚生年金基金が保管する記録とも一致している。

また、申立期間当時のA社の事務担当者が、同社では厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていたと陳述しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し4人から回答を得たが、申立人の申立期間①又は②における勤務等を推認できる陳述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間①のうち、昭和 52 年 9 月から同年 12 月までの期間については国民年金保険料を納付しており、さらに、申立期間②のうち、56 年 9 月 12 日から 57 年 3 月 10 日までの期間については雇用保険の基本手当

を受給している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社のB店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同店には、昭和37年5月から39年5月1日まで住み込みのC業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の名字しか記憶しておらず、これらを特定することができないため、これらの者から、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 6252 (事案 4114 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 2 月 5 日から 31 年 9 月 3 日まで  
③ 昭和 32 年 5 月 20 日から 34 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会へ年金記録の訂正を申し立てたが、勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、申立て当時は事業所不明であった昭和 31 年 9 月 3 日から 32 年 5 月 20 日までの加入記録が、その後、A社における加入記録であることが分かったことから、今回はB社に勤務していたと申し立てた期間についてもA社における勤務に変更し、また、申立期間当時の同僚の名前を思い出したので、再度申立てを行う。

当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社に係る申立期間①及び②のうちの昭和 30 年 2 月 5 日から同年 11 月 1 日までの期間の申立てについては、A社は 36 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が事業主であったとする者も既に死亡しているため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない等として、また、申立期間のうち、B社に係る申立期間②のうち、30 年 11 月 1 日から 31 年 9 月 3 日までの期間及び申立期間③の申立てについても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、事業主も所在不明であるため、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要

とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社での勤務等を示す新たな事情として、申立期間当時の同僚5人の名前を思い出したとし、そのうちの1人が申立期間における申立人の勤務を証言してくれるとしている。また、前回の申立て時には事業所不明であった加入記録が、その後、A社でのものであると判明したことから、前回の申立てではB社に勤務していたと申し立てていた期間もA社に勤務していたと変更し、申立期間の全期間をA社で勤務していたと主張している。

しかし、申立人が新たに名前を思い出した同僚5人のうち連絡の取れた1人は、「申立人がA社で勤務していたことは覚えているが、勤務期間までは覚えてない」と陳述している。また、A社において被保険者記録があり経理等事務の担当者であったとする者も、当該同僚と同様の陳述をしており、申立期間における申立人の勤務等は確認できない。

さらに、申立人が新たに名前を思い出した同僚5人のうち申立人が同期入社であるとする者1人及び同年齢ぐらいであったとするもの1人は、いずれも、A社において申立期間に被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 35 年 5 月 1 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚である申立人の妹の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同じB業務担当であった元従業員は、「申立期間当時、A社では、採用後勤務が続くか様子を見てから厚生年金保険に加入させていた」と陳述しているところ、申立人と同一日の昭和 35 年 11 月 1 日に資格を取得している元従業員二人のうち一人は、「私は資格取得日より 8 か月前に入社した」と陳述しており、もう一人も同年 10 月 26 日に同社を退職した申立人の妹を記憶していることから、遅くともそれ以前に入社していたことが推認できる。

さらに、申立人提出の厚生年金保険被保険者証は、昭和 35 年 12 月 10 日に再交付されているところ、申立人は、「A社から提出を求められた際、社会保険事務所で再交付を受けた」と陳述しており、これは、オンライン記録における申立人の同年 11 月 1 日付けの資格取得時期にも近接している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社は、昭和 42 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及びその他の役員も死亡又は所在が不明であるため、同社等から申

立人の勤務実態及び保険料控除等の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 3 日から 19 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 2 月 1 日から同年 8 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には昭和 18 年 4 月 3 日から 20 年 8 月 15 日の終戦により工場が解散するまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和 19 年 6 月 1 日(昭和 19 年 10 月 1 日から保険料の徴収を開始)からであり、申立期間①においては、申立人は厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)被保険者として保険料の徴収が行われる対象者ではない。

申立期間②については、申立人は調査の過程で、申立期間はA社を退職し、ほかの工場で勤務していたことを思い出したので、記録訂正は求めないと陳述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から28年6月まで  
② 昭和28年7月から30年3月まで

私は、申立期間①当時、A社（現在は、B社）において、C業務に従事していた。また、申立期間②当時、D社においてE業務に従事していた。それぞれの会社で勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社において従事していたC業務は、複数の同僚の陳述内容と符合することから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に在職していたことが推認できる。

しかし、上記複数の同僚は、「A社にはF職、G職及びH職の雇用形態があり、C業務はH職がしていた」と陳述している。

また、B社は、「申立期間当時の年金整理番号の元台帳を確認したものの、申立人の記録は見当たらない。当社で厚生年金保険の資格を取得しているのであれば、当該台帳に記録が残っているはずである。また、下請であれば厚生年金保険には加入していない」と回答している。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証及び厚生年金保険料控除額については記憶に無いとしている。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

申立期間②について、D社に係る商業登記簿を見ると、申立人の陳述どおり、同社の本店所在地及び代表取締役の名前がほぼ一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に在職していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは昭和26年6月1日から同年12月1日までであり、申立期間は適用事業所となっていない期間に当たる。

また、D社に係る商業登記簿から事業主及び役員について調査を行ったものの、いずれも所在不明であることから、これらの者から申立人の勤務形態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証及び厚生年金保険料控除額については記憶に無いとしている。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 29 年 6 月末ごろまで  
私は、昭和 27 年 7 月 1 日から 29 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していた。同社の勤務期間が失業保険の受給要件を満たしていたので、失業保険の給付を 2 年間受けた。  
しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において昭和 27 年 7 月 1 日から 2 年ほど勤務し、退職日は 29 年 6 月末日ごろであると申し立てている。

しかし、A 社は、昭和 32 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び申立人が唯一名前を挙げた同僚は既に死亡していることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在が判明した同僚 13 人に事情照会を行い、6 人から回答が得られたものの、申立人のことを覚えている者がいないことから、申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

加えて、申立人は、A 社の退職時期を明確に記憶していない。

なお、申立人は、A 社を退職後、失業保険を 2 年間受給したとしているが、当時の失業保険法では、「離職の日以前 1 年間に、通算して 6 か月以上被保険者であったときは、失業保険金を支給するが、通算して 180 日間を超えては

支給しない」と定められていた。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年から 47 年までの期間のうち 1 年間  
② 昭和 46 年から 47 年までの期間のうち 1 年間  
③ 昭和 48 年のうち 3 か月間  
④ 昭和 50 年から 52 年 3 月ごろまで期間のうち 1 年間  
⑤ 昭和 52 年 4 月から 54 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私が A 社に B 職として勤務していた期間(申立期間①)、C 社に B 職として勤務していた期間(申立期間②及び③)及び D 社に B 職として勤務していた 1 年間(申立期間④)が厚生年金保険の未加入期間となっている。また、私は、E 社(現在は、F 社)に B 職として昭和 52 年 4 月から勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が 54 年 2 月 21 日となっている(申立期間⑤)。

申立期間①、②、③、④及び⑤を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社での同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

また、A 社は、昭和 62 年 4 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる同僚が名前をあげたB職3人のうち2人の名前は、上記名簿において確認できないことから、申立期間当時の同社では、すべてのB職を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②及び③について、C社の事業主は、「当社の古い資料に申立人の名前が記載されており、明確な在籍時期及び期間は分からないものの、申立人よりも前に記載されている者の入社時期から判断すると、申立人は、昭和48年4月以降に当社に在籍していたと考えられる」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間③のうち、昭和48年4月以降に同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、C社の事業主は、「当社のB職は、短時間勤務者なので、厚生年金保険には加入させていない。また、申立期間当時の厚生年金保険加入者名簿が有り、当該名簿に申立人の名前は記載されていない」旨陳述している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同僚のB職として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はいなかったため、申立人の厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述が得られない。

申立期間④について、申立人は、D社では、G職として2年間働いたほか、申立期間のうち、1年間は同社にB職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、「当社保管の資料から、申立人に係る昭和49年3月分から52年2月分までの3年間のG職としての給与支払実績が確認できる。当社は、申立人にG職業務を委託しており、申立人とは雇用（使用）関係は無かったので、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、申立期間の厚生年金保険料は控除していない」旨陳述している。

また、申立人は、D社での同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間④における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間⑤について、F社提出の社員台帳から、申立人が昭和52年4月11日から同社に勤務していることが確認できる。

しかし、F社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、当社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和54年2月21日となっている理由は不明であるが、社会保険事務所の記録どおりに同日を資格取得日とする届出を行っているはずであり、賃金台帳等が廃棄済みのため申立期間当時の厚生年金保険料の控除の状況は確認できないものの、厚生年金保険の未加入期間である申立期間の保険料を控除していたことは考え難い」旨回答している。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同社在籍が確認できる同僚は、「私がE社にB職として入社した昭和51年ごろは、子供が小学校低学年であったため、朝の9時又は10時から12時までの2時間から3時間の勤務であり、厚生年金保険には未加入だった。その後、会社から社会保険への加入を勧められたので、勤務時間を夕方の午後5時ごろまでに延長して53年5月から厚生年金保険に加入した。当時のB職は、個々人で労働時間が違っていたため、厚生年金保険への加入状況には差異があった」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、すべてのB職を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間⑤における健康保険の整理番号の欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から24年8月1日まで

私の父は、いところが経営するA社に昭和21年5月1日から28年1月末日まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日が24年8月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和28年2月1日に適用事業所ではなくなっており、申立人を同社で勤務するよう誘ったとされる申立人のいとは、既に死亡しているため、申立期間における申立人の同社での在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない上、同氏は、申立期間のうち、21年9月12日まで同社とは別の事業所での厚生年金保険被保険者であることが同氏に係る厚生年金保険被保険者台帳から確認できるほか、オンライン記録において、同氏のA社での厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

また、申立人の子がA社での申立人の同僚として名前を挙げた二人についても、うち一人は生年月日が不明であり、別の一人は名字しか分からないため、当該二人の所在が確認できず、これらの者から申立期間における同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所から厚生省(当時)に進達されていた情報等を基に復元したとされる厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る資格取得年月日は、昭和

24年8月1日となっていることが確認でき、オンライン記録と符合している上、申立人の記号番号の前後の連続する記号番号が払い出された被保険者10人（A社とは別の事業所の被保険者を含む。）の被保険者資格の取得日は同年7月25日から同年8月6日までの期間となっており、同社での申立人の被保険者資格の取得日に係る社会保険事務所の記録に不自然さはいかたがえなない。

加えて、同僚の氏名及び当該同僚の所在が確認できないため、これらの者から申立期間当時の事情並びに申立期間における同社での申立人の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月22日から28年12月27日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和29年1月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 7 日から 34 年 12 月 20 日まで  
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失後の昭和35年1月26日に申立人の氏名が旧姓から新姓に変更された旨の記載が確認できるところ、申立人は、「A社在籍中の昭和34年11月\*日に入籍したが、そのことを会社に報告せずに退職したと思う」旨陳述している上、申立期間に係る脱退手当金は、当該氏名変更日に近接する同年3月4日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 12 月 2 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間において、申立ての事業所に勤めていたことは間違いなく、厚生年金保険料が給料から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、中学校卒業後すぐにA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人の生年月日(昭和19年\*月\*日)から、中学校卒業は昭和35年3月となるが、その翌月の同年4月1日から申立事業所とは異なるB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録が確認できるところ、申立人は照会に対して、「A事業所も働いた記憶はあるが、中学校卒業後すぐに勤務した会社はB事業所であったかも知れない」と陳述している。

また、申立人は、A事業所の所在地を現在のC県D市内であったとしているところ、オンライン記録において、C県下に同事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。なお、申立事業所と類似した名称のE事業所(当時は、F市)が厚生年金保険適用事業所として申立期間①に存在したが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人が申し立てているG社は、その所在地(F市)からH社であると考えられ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で同社が適用事業所となった時期(昭和41年9月16日)に被保険者資格を取得し、住所が確認できる同僚3人に照会文書を送付したところ、回答があった1人の同僚は、「申立人がH社で働いていたことを覚えている」と陳述しており、H社も、「申立人が働いていたかどうか分からないが、37年当時にはH社はI職種店を営業していた」としていることから、時期を特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、H社は、昭和41年9月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、H社は、「申立期間に当社は、まだ社会保険に加入しておらず、申立人が働いていたとしても、保険料は控除していない」と回答しており、さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の適用区分欄には、「任包」(本来、適用事業所とはならないが、厚生労働大臣の認可を受けて適用事業所となる任意包括適用事業所)の記述が確認できることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所の要件に該当しなかったことが推認できる。

申立期間③については、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる6人の同僚に文書照会したところ、4人から回答があり、そのうち1人の同僚は、申立人を「知っている」と陳述していることから、時期を特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚は、J社における勤務について、「前の職場で昭和39年8月の賞与をもらってから、その2日後に退社して、同年8月に入社したが、年金記録は12月からとなっている。同社ではK職として働いていた」と陳述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同氏の被保険者資格取得日は同年12月21日と確認でき、同氏は、入社したとする時期から約4か月遅れて被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は当時の職種についても、「しばらくはK職をしていた」と陳述しており、上記の同僚と同じ職種であることから、申立期間当時、J社では、社員が入社してもすぐには社会保険に加入させない取扱いをしていた職種があったことが推認できる。

さらに、J社の後継会社であるL社は、「当時の書類は焼却処分済みであり、事務担当であった者も既に死亡しており、何も分からない」と回答しており、申立人のJ社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除については、申立人に明確な記憶は無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年から19年ごろまで  
② 昭和19年ごろから21年2月まで  
③ 昭和21年2月から24年8月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和17年から19年ごろまで同社B部門(申立期間①)、同年ごろから21年2月まで同社C部門(申立期間②)、同年2月から24年8月まで同社D部門(申立期間③)に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社B部門でE業務をしていた」として、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間①の期間、当社の正社員名簿に申立人の名前は確認されない」と回答していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができず、また、勤務していたとしても、申立人は、当時、非常勤社員として勤務していたことが推察される。

一方、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険制度が発足するまでの間においては、被保険者は男子の筋肉労働者に限られ、準社員たるE業務は被保険者とはなり得ないとされている。

また、厚生年金保険法において、F業種の事務所が適用事業所として追加されたのは昭和29年5月1日であることから、申立人は申立期間①において厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②においてA社C部門に、



申立期間③についてA社D部門に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立期間②及び③の期間、当社の正社員名簿に申立人の名前は確認されない」と回答していることから、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、上記のとおり、厚生年金保険法において、F業種の事務所が適用事業所として追加されたのは昭和29年5月1日であることから、申立人は申立期間②及び③において厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月ごろから35年12月ごろまで

私は、昭和25年1月ごろから35年12月ごろまでA社に勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。私は、一度、当該期間の年金記録確認第三者委員会への申立てを取り下げたが、取下げ後に民主党政権になり、年金記録の整備もマニフェストに掲げられていたので、再度、申立てをした。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、B社として昭和49年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていない。

また、B社は、「当時、個人経営で、事業現場にC職を紹介する仕事をしており、申立人は、請負のC職として勤務していた。個人なので、社会保険には加入しておらず、厚生年金保険料の控除はしていない」と回答している。

さらに、B社の当初の事業主は、昭和35年1月6日から42年3月1日まで、D社の事業主として厚生年金保険に加入していることが確認できるが、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の加入記録は確認することはできない。

加えて、申立人は、「A社に入社したときは、個人経営であり、事業主の弟と一緒に勤務し、従業員は二人であったが、弟の名前は覚えていない。勤務先は毎日変わり、給料が高額のところで自分で選ぶことができた。全額歩合

制で日給 400 円から 800 円で、請負として勤務していた」と陳述している。

また、A社で申立人と同じ業務をしていた同僚は、「申立人を覚えてはいないが、当時、A社でC職として仕事をしていた。社員ではなく、請負なので、仕事の無い時もあり、給料は半月ごとにもらっていた。C職なので、保険はなかった」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月まで

私は、A社B支店に、固定給無し、完全歩合制で採用された。社会保険事務所(当時)の記録では、同社で勤務した昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月までの記録が無いとの回答をもらった。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B支店発行の昭和 39 年 3 月 21 日付け優秀なG業務従事者の表彰状により、申立人は、少なくとも 38 年 4 月から 39 年 3 月ごろにおいて同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時、優秀なG業務従事者になれば社会保険に加入させていたと認識している。保険の加入がなければ、保険料控除も無い」と回答しているほか、同社が提出したB支店に係る社会保険台帳の申立人の資格得喪欄を見ると、「39. 4. 1」と記入されているものが取り消され、その上に「39. 6. 22」と記載されていることが確認でき、同社は、当該日付について、「申立人の退職日であると思われる」と回答している。

また、申立人は、「A社には、退社を退社日の1から2か月前に伝えた。次の勤務先の事業主は知り合いで、誘われてから2か月から3か月後に転職した。退社をするときには、次の勤務先が決まっていた」と陳述しており、上記の台帳で、申立人が同社を退社したと推察される時期の翌月1日に次の会社に入社していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚1名は、「A社は、優秀なG業務従事者にならないと社会保険に加入できなかった。成績で社内資格を取得して初めて保険加入となった。ほとんどが歩合給であった」と陳述しており、当該同僚も、

入社したとする時期から厚生年金保険に加入せず、1年経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 2 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 43 年 11 月に入社し、50 年 1 月 20 日までC職として勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、A社で経理を担当していた同僚は、「私は社会保険の加入手続を担当していたが、申立人は昭和 44 年 5 月に入社してきた。申立期間は勤務していない」と陳述しており、申立期間の前後に同社で勤務していたことが確認できる別の複数の同僚も、「申立人は、申立期間には、まだ勤務していなかったと思う」と陳述している。

また、公共職業安定所における申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と符合しており、申立期間に係る雇用保険の記録は無い。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険の加入記録を有する複数の同僚についても、雇用保険の記録と厚生年金保険の加入記録がほぼ一致していることが確認できる。

加えて、B社は、昭和 50 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、51 年 12 月\*日に清算されていることから、申立ての事実を確認できる資料は無く、元役員も、「申立期間の厚生年金保険料の控除については不明である」と回答しており、申立人の同社における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 26 日から 49 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A 市 B 区にあった C 社での記録が昭和 38 年 5 月 30 日から 48 年 10 月 26 日までになっていた。同社が倒産した 49 年 10 月 \* 日まで勤務して厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

「昭和 49 年 10 月 \* 日カイサン」と手書きで記載された C 社倒産当時の従業員名簿及び複数の同僚の証言より、申立人が同社倒産時まで勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄の記載から、申立人は、昭和 48 年 10 月 26 日の被保険者資格の喪失後に健康保険被保険者証を返していることが確認でき、また、同備考欄には、「55 条」と記載されていることから、申立人は、当時の健康保険法第 55 条に基づく資格喪失後の継続給付を申請していることが確認できる。

さらに、公共職業安定所における申立期間に係る雇用保険の加入記録は無く、C 社の正社員であったとする同僚は、「申立人は、完全出来高給であった。正社員は雇用保険に加入していたが、請負の人は雇用保険に加入していなかったと思う」と陳述している。

加えて、申立人と同じ業務従事者として C 社に倒産時期まで勤務していたことが推認できる同僚は、同社における厚生年金保険被保険者資格を昭和 48 年 9 月 28 日に喪失していることが確認でき、当該同僚は、「経営状態が悪化したためだと思うが、会社から国民健康保険及び国民年金に加入してほしい



と依頼された」と陳述している。

また、申立人から提出された当時の業務内容を記した手帳のメモを見ても、申立期間に事業主から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。